所得税および住民税の申告はお済みですか

平成五年分の申告については二月分の広報でお知らせいたしましたが、申告はお済みでしょうか。二月十六日から受付が始まり、三月十五日が申告期限です。

申告は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、自ら自分の所得を正しく計算して申告する制度です。

三月十五日の申告期限内に必ず申告されますよう、お願いします。

軽自動車税の申告について

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっており、異動（取得、廃車、使用者変更、住所変更等）の都度、必ず申告手続も行わなければなりません。

特に、農耕用自動車（トラクター・コンバイン）については、取得、廃車、転売等された場合でも、未申告が目立っております。

また、死亡、転出された方の所有する軽自動車が、変更手続されず、そのままになっているものがありますので必ず手続きをしてください。

申告書の提出先

◎原動機付自動車、農耕用自動車（役場で標識交付されたもの）
小須戸町役場税務課

◎軽自動二輪（二五〇cc以下）
全国軽自動車協会連合会新潟県事業所取得所

◎軽四輪車、軽三輪車
全国軽自動車協会連合会新潟県事務所取得所大形連絡所

◎二輪の小型自動車（二五〇cc以上）
新潟県陸運事務所

なお、各軽自動車の申告手続は三月三十一日（木）までに済ませてください。

自動車税のお知らせ

〝愛車〟はしっかりと登録を

いつもあなたの手足となる愛車には、あなたの名義で正しく登録されていますか。車を買ったときにはあなたに、また売ったときには新しい取得者にすみやかに名義変更することによって、自動車税のトラブルを未然に防止することができます。

自動車税は、毎年四月一日現在の所有（使用）車に課税されますので、特に年度末に売買するときには十分注意してください。

使わなくても自動車税はかかります

車が古くなったりして、使わないままに車庫や庭に放置したままでも、廃車の手続きをしない限り課税されます。

使わなくなったときはすみやかに廃車登録をしましょう。なお、廃車手続きが完了すると納税済の自動車税は、月割りによって還付される場合もあります。

《登録に関するお問い合わせ》
新潟陸運支局（新潟ナンバー）
025。285。3121
長岡自動車検査登録事務所
0258・22・1131

障害のあるかたは、自動車税の減免が受けられます。

身体障害者があるため、日常生活を営むうえで歩行することが困難な方が自ら使用（運転）する車の自動車税について、減免を受けることができます。

また、身体に障害のある方、若しくは精神に障害のある方が、通院や通学などのために本人と生計を一にする方（家族）が運転する車の自動車についての減免を受けることができます。

減免のうけることのできる要件

① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等の交付を受けていること
（障害区分、級別の一定の条件があります。）

② 本人の所有（使用）する自動車であること（ただし、身体障害者が十八歳未満のとき、または精神障害者にあっては、家族の所有（使用）する自動車でも構いません。）

③ もっぱら障害者本人の通院、通学、通所もしくは生業のために使用される自動車であること（本人自ら運転するときは、使用目的を問いません。）

なお、自動車検査証の用途欄に事業用と記載されている自動車減免を受けられません。

減免を受けるときは

自動車税の納期限前七日（毎年五月三十一日が納期限のときは五月二十四日）までに

減免申請書
運転免許証
身体障害者手帳、療育手帳等
その他の証明書

等の提出（提示）が必要ですから、あらかじめ財務事務所へおたずねください。

なお、**自動車取得税及び軽自動車税**（市町村税）も同様の取扱いです。

車検のための納税証明書は

自動車の継続検査（車検）を受けるときは、自動車税の納税証明書が必要です。自動車税の納税通知書に組み込まれている「自動車税納税証明書（継続検査用）」は、金融機関の領収印の押印により納税書となりますので、自動車検査証と一緒に保管してください。

固定資産税の評価替えと税負担 ―その3―

評価が上がっても負担は急に増えません

父「新聞で読んだんじゃが、今年、新聞で読んだんじゃが、来年固定資産税の土地の評価が一気に上がるんじゃと。何でも地価公示価格の7割ということで、今より3倍くらい上がるそうな。」

息子「僕も、気になっていろいろ調べてみたんですが、そのとおりだそうです。これは、今まで固定資産税評価が地価公示や相続税の路線価よりずっと低く、また住んでいる場所によってバラツキがあったので、このバランスをとるためだそうです。」

父「評価のバランスをとるのは結構じゃが、評価が3倍にもなったら、負担も急に増えて、とても払えんようになるじゃろう？」

息子「僕もそれを心配していたんですが、昨年の法律改正で、税負担を調整する措置が決められています。」

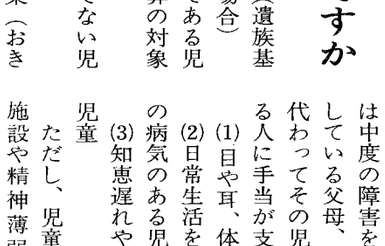

父「どんな具合になるんじゃ」

息子「例えば今でも小さい住宅用地の税金は1／4になっていたんですが、これを1／6にしたり、家屋の税金も少しは安くなるそうです。」

父「そうすると、毎年納めている税金はどの位増えるんじゃろう？」

息子「どの位評価が上がるかによって違いますが、個人の住宅なら毎年数パーセントに収まるらしいですよ。」

父「あーそれなら一安心じゃ。ワシのように年金暮らしをしとってもその位なら大丈夫じゃ。」

息子「まぁまぁお父さん、固定資産税は僕たちのまちをより良くするために使われている大事な税ですから、そのつもりで払ってくださいよ。僕がこの家を相続したら、僕が喜んで払いますから。」

父「おあいにくじゃが、ワシはまだまだ元気じゃ、それじゃあ、公園でやっているゲートボール大会にいってくるか。」

児童扶養手当 特別児童扶養手当

制度をご存じですか

◆児童扶養手当

同じくしない18歳未満でおおむね中度以上の障害がある児童）に対し、心身の健やかな成長、福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している母、または母に代わって児童を養育している人に支給されます。

また、父が重度の障害者である場合も支給されます。

〈支給要件〉

母または養育者が養育している児童が次の要件に該当する場合に手当てが支給されます。

(1)父母が離婚した児童
(2)父が死亡した児童（遺族基礎年金が受給できない場合）
(3)父が重度の障害者である児童（障害基礎年金の加算の対象になっていない場合）
(4)父の生死が明らかでない児童
(5)父から一年以上遺棄（おきざりに）されている児童
(6)父が法令等により1年以上拘禁（刑務所等に入所）されている児童
(7)母が婚姻によらないで懐胎した児童で父の認知を受けていない児童
(8)棄児などで出生の事情が明らかでない児童

◆特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害がある児童を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

〈支給要件〉

次の要件に該当する重度または中度の障害をもつ児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当が支給されます。

(1)目や耳、体の不自由な児童
(2)日常生活を制限される程度の病気のある児童
(3)知恵遅れや情緒障害のある児童

ただし、児童が肢体不自由児施設や精神薄弱児施設などに入所している（母子入所の場合や通園施設を除く。）ときは、手当を受給することができません。

手続きなどの詳しい内容については、保健福祉課福祉係にお問い合わせください。